

島田市自治基本条例 素案と市民会議等意見対照表

島田市自治基本条例素案（H28.9.30 現在）	市民会議等からの意見
<p>前文</p>	<p>【市民会議】            制定の由来、背景 まちの歴史、文化、環境 理想とするまちの姿、かたち どういうまちにしていくか 決意表明 制定意義</p> <p>《理想》（まちを構成するあらゆる立場、人）の努力（意識）と工夫（システム）によって、各々の満足度が公平になることを目指し、それぞれの立場が互いに尊重しあい、誠実な対応で対等に向き合い、（アウフヘーベンの姿勢をもって）対立を乗り越える手立てをいとわず、相互の信頼関係に基づく（希望と誇りをもって豊かに暮らせる）まちにしていく</p>
<p>第1章 総則</p>	
<p>（目的）            第1条 この条例は、島田市におけるまちづくりの基本理念を定めるとともに、市民等、議会及び市長等の役割等を明確にすることにより、協働のまちづくりを実現することを目的とする。</p>	<p>【市民会議】            オールしまだ～輪～市民、議会、行政が協働し、将来の島田市について考え、行動するそれぞれの立場と役割（責務）を明確にし、機能する（原則としくみ）を示す</p>
<p>（定義）            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者をいう。</p> <p>(2) 市民等 市民、市内に通勤又は通学する者及び市内に事務所又は事業所を有し事業を行う法人その他の団体並びに本市のまちづくりに参加する個人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者及び病院事業の管理者をいう。</p> <p>(4) 協働 市民等、議会及び市長等が自らの特性及び役割を自覚するとともに、それぞれの自主性を尊重しながら公共的な課題の解決に協力して取り組むことをいう。</p> <p>(5) まちづくり 生活環境の整備、安心及び安全の確保、地域福祉の推進その他住みよい島田市の実現を目指して行われる活動をいう。</p>	<p>【市民会議】            市民…いくつかのトーンがある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票のある人</li> <li>・住民票がなくても住んでいる人</li> <li>・市内で事業を営んでいる法人および個人、納税者 団体</li> <li>・市外から通勤通学</li> </ul> <p>あまり細かく（分類）しない わかりやすく</p>  <p>《協働の方向性》公平な満足度をもたらすための方法として、互いの立場を尊重しつつ、協力して公共的な課題解決に取り組む（新しいスタイル）を創造する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的な課題発見のきっかけづくりを行う</li> <li>・主導のあり方、手順、評価方法を明確にする（実効性の保障＝目的の共有、対等な関係、歩み寄り、身の丈理論（互いの立場を理解、尊重） 例：横浜コード）</li> </ul>
<p>第2章 まちづくりの基本理念</p>	
<p>（まちづくりの基本理念）            第3条 本市におけるまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民等の誰もが主体的に参加できるものであること。</p> <p>(2) 公益性を重視し、協働して行うものであること。</p> <p>(3) 相互に人格と個性を尊重し合うものであること。</p>	<p>【市民会議】            主体性 自主性を持つ 自立性 チャレンジ            公共性、公益性（客観性） 公平さ            連携し、協働する（参加、協力） 市民、行政、議会が連携するしくみ            島田市 活発な意見、情報交換を可能とするシステムの構築            あたたかいまちづくりを目指す</p>
<p>（まちづくりの原則）            第4条 市民等、議会及び市長等が行うまちづくりの原則は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 互いに信頼し合い、及び補い合うこと。</p> <p>(2) 積極的に情報を発信し、及び共有すること。</p> <p>(3) 十分な対話を行うこと。</p> <p>(4) 将来の展望を共有すること。</p> <p>(5) 課題を解決するに当たっては、発展的な解決策を模索し、合意形成に努めること。</p>	<p>【市民会議】            信頼の上の対等性 透明性            補完性 市民力の向上 自分ごとにする （お任せ、考えない、ではなく）あきらめなくていい、考えなくてはいけない</p> <p>日頃から市民、議会、行政が互いに情報発信をし、共有する            各々が持つ情報を互いに発信し、共有する            風通しのよさ、コミュニケーションの深化（交流し、信頼関係を築く）            コミュニケーションを深化していくための工夫            それぞれの関係が近く、風通しよく</p>

	<p>ヴィジョン共有 柔軟性（本音で・誠実さ・まじめに） よい妥協 歩み寄る『アウフヘーベン』</p> <p>ときづくり 充実した時間（瞬間）を創る 連続性のなかで～積み重ね すみやかに 早い段階において ⇒第14条市民参加に反映 時間の熟成（継続）をはかる 練り上げる 手間暇かける 時を待つ アウフヘーベンの方策 少数意見の尊重 歩み寄る努力</p>
第3章 市民等の権利及び役割	
<p>（市民等の権利）</p> <p>第5条 市民等は、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市民等は、まちづくりに参加しないことを理由として、不利益な扱いを受けることはない。</p>	<p>【市民会議】</p> <p>主権者である自覚を持つ 行事、事業への参加は自発性による 行事、事業への参加、不参加によって不利益を被らない</p>
<p>（市民等の役割）</p> <p>第6条 市民等は、自らまちづくりについて考えるため、次に掲げる事項を積極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>(1) まちづくりに関心を持ち、市政に関する情報を入手すること。</p> <p>(2) 相互に交流し、意見及び知識を交換すること。</p> <p>(3) まちづくりの担い手となる人材を育成すること。</p> <p>2 市民は、選挙権等の権利を適切に行使するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民等は、納税等の義務を果たすことがまちづくりの基礎となることを認識しなければならない。</p>	<p>【市民会議】</p> <p>市政、議会への関心を持つ 自ら考え、行動する 意見を表明する、意見を持つために学ぶ 意見を言う（アイデア、疑問…なんでも言うべき所へ言う） 意見を集約、発信する 行政、議会に任せるだけでなく、自らが将来の島田市について考え、行動する 島田市の将来を考える人づくり 育成方法 ・互いに教えあう 選挙に行く まちづくりについて知る権利があることを正しく理解し、知ろうとする姿勢を持つ 意見や提案などを表明する機会をつくる 行政や議会が開催する説明会等に参加する 計画づくり、会議等で意見を述べる （関わる責任、利他の心）公益性を考え、行動する 行政と対等 行政の下請け化しないしくみ 丸投げしない 責任のある発言、行動を発信する 情報収集は最大限取得できる 自治会などの地域活動に参加する</p>
第4章 議会及び議員の役割	
<p>第7条 議会は、市長等に対する監視機関としての役割を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、議会活動について積極的に市民等に発信し、及び意見を交換する機会を設け、議会活動に反映させるものとする。</p> <p>3 議会の議員（以下「議員」という。）は、市民等の意見を的確に把握し、これを市政に適切に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>【市民会議】</p> <p>市政をチェックする （意思決定機関として）開かれた議会をつくる 市民の意思が反映される市政にする</p> <p>【行政側】</p> <p>議会基本条例との整合性を図るよう作成</p>
第5章 市長等の役割	
<p>（市長等の役割）</p> <p>第8条 市長は、市政の現状及び将来像を分かりやすく市民等に示さなければならない。</p> <p>2 市長等は、まちづくりに関する多様な意見を公平かつ誠実に聴き、その意見を政策に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>【市民会議】</p> <p>市政の現状をわかりやすく市民へ情報提供する 市の将来像を明確にし、市民に発信する 市民の声を公正、誠実に受け止める 市民の声、状況を知ろうとする姿勢を持つ</p>

<p>3 市長等は、多様な機会を設けることにより、市民等がまちづくりに参加しやすくなるよう、配慮するものとする。</p> <p>4 市長等は、まちづくりを進めるための専門的な知識及び能力を有する職員の育成に努めなければならない。</p>	<p>職員は市民の声を公正、誠実に聞く 市民の声を受け止める明確なルート（体制）をつくる 多様なルートや手法をもって市民の声を引き出す機会を保障する 市民とともに探る 市民と二人三脚する 市民のニーズに対して議会、市民と共に地域課題の解決方法を具現化する。 市民の声、要望を反映させる 丸投げしない 公平な判断、効率 公平な判断、必要性の見極め 効率的な運営をする 情報、仕組みの効率化を図る さまざまな情報から公益性を引き出すスキルを向上させる</p> <p>ひとづくり 育成によって求める力 ・各々の立場と役割を自覚する姿勢 ・ビジョンを明確にする力 ・意見や活動をコーディネートするスキル</p>
第6章 情報の公開	
<p>（情報の提供）</p> <p>第10条 議会及び市長等は、開かれた市政を一層推進するため、市民等に積極的に市政に関する情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会及び市長等は、情報の提供に当たっては、より多くの市民等が情報を入手しやすいよう多様な手段を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>【市民会議】 《方向性》まちづくりのビジョンを、各々の立場がともに（共通）理解し、情報量を同等にするよう、伝え、受け止める努力と、伝わる工夫をする 意見を言う＝情報 と捉える</p> <p>●発信 ・各々の立場は、知る（見る、聞く）・考え、話す（意見を言う）・問うようにする ・その際、情報を必要とする人に届けられるよう、多様な媒体、ルートによる発信をする ・また、各々の立場に向けて発信された情報を、真摯に受け止め（門前払しない）・反応し、結果報告（フィードバック）する</p> <p>●共有 ・さまざまな立場が気軽に集い、交流できるよう、場（ハード）を活用し、機会（ソフト）を設ける ・その際は、内容を記録し公開するようにする</p>
<p>（会議の公開等）</p> <p>第11条 議会及び市長等は、会議の公開及び会議録の公表に努めるものとする。</p>	
<p>（個人情報保護）</p> <p>第12条 議会及び市長等は、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人に関する情報を適切に取り扱わなければならない。</p>	
第7章 市民参画	
<p>（市民参画）</p> <p>第13条 市長等は、市政に関する計画の策定及び変更にあたっては、その検討段階から市民の参加の促進に努めるものとする。</p>	<p>【市民会議】 《方向性》信頼関係づくりにむけた相互理解を促し、まちづくりに参画する総量を上げるきっかけとして、関わり合いの機会を設ける （・まちづくりへの参加の機会を保障する 市民—行政・市民—議会（行政—議会、行政内、議会内） ・参加における配慮（さまざまな人、弱者、誰もが参加できるように、気軽な雰囲気、場づくり）をする ⇒第8条市長等の役割に反映</p>
<p>（人材育成）</p> <p>第14条 市長等は、市民等がまちづくりに関する知識及び能力を習得するための機会を提供しなければならない。</p> <p>2 市長等は、まちづくりの担い手となる人材の育成に努めるものとする。</p>	<p>【市民会議】 ひとづくり 育成によって求める力 ・各々の立場と役割を自覚する姿勢 ・ビジョンを明確にする力 ・意見や活動をコーディネートするスキル</p>
<p>（住民投票）</p> <p>第15条 市長は、市政に関し特に重要と認める事項について、直接、市民の意思を確認するため、条例で定めるところにより住民投票を実施することができる。</p> <p>2 議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定に</p>	<p>【市民会議】 住民の意見をなるべく広く反映するために住民投票を行う</p>

<p>基づき住民投票を実施するための条例の制定を請求することができる。</p> <p>3 議員は、住民投票の実施について発議することができる。</p> <p>4 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>5 住民投票の実施に関する手続、投票の資格その他必要な事項は、その都度条例で定める。</p>	 <p>投票資格者の範囲</p> <p>個別型</p> <p>常設型</p> <p>市民</p> <p>公職選挙法に準じる</p> <p>【行政側】</p> <p>投票案件の特徴により制度を柔軟的に運用するために個別型とする</p>
<p>第8章 公益的活動等</p>	
<p>（公益的活動）</p> <p>第16条 市民等は、自治会活動、ボランティア活動等の公益的な活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、市民等が行う前項の公益的な活動を支援するものとする。</p>	<p>【市民会議】</p> <p>島田市の地域コミュニティは、安心して暮らせるまちづくりを目指して、きめ細やかさ、公平さを大切にして住民同士、団体同士の横のつながりや市との円滑なやりとりができるようにして、市民がまちづくりに参加するとともに市民の声を生かしたまち（地域コミュニティ）づくりを進める。</p> <p>そのためには、          新しい組織（体制）システムとリーダーシップの醸成が必要          面をつなげる ・広い視野          わかりやすい組織体制 ・住民の話をよく聞く          （情報伝達ルートの明確化） （声を集める）          市役所職員の参加 ・（市と地域・団体同士を）          つなげる</p> <p>市は、市民に対して活動参加のきっかけづくり、意識啓発を          議会は、地域との距離を縮めるようにつとめる          市民は自分たちでできることは自分たちでという市民の自覚をもち、協力しあう</p>
<p>（命を守るまちづくり）</p> <p>第17条 市長等は、市民等の生命、身体及び財産の保護を目的とする総合的かつ機能的な活動を行うため、市民等及び関係機関と連携し、危機管理体制を整備するものとする。</p> <p>2 市長等は、災害等が発生した時又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに状況を把握し、対策を講ずるものとする。</p> <p>3 市民等は、日頃から災害等に備え、災害等が発生した時又は発生するおそれがあると認めるときは、自主的に避難等を行うとともに、互いに協力して避難所の運営その他の災害時の自主防災組織の活動を行うものとする。</p>	<p>【市民会議】</p> <p>「市長等は」          個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図る          自然災害の発生に備える体制づくり・他団体との協力・（自治体）連携</p> <p>「市民は」          災害等の発生において自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処する          防災に関心を持ち、自ら備える 自覚・協力・助け合い          市内自治会及び市民は日常から連携を強化し、助け合いの精神を持つようつとめる          日頃から地域での訓練などへの活動に参加し、災害に強い地域づくり</p>
<p>（多様性を認めるまちづくり）</p> <p>第18条 市民等は、まちづくりに当たっては、多様な価値観、生活様式等を理解するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、価値観、生活様式等の多様性に配慮したまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>【行政側】</p> <p>当初、市政運営の1項目として「国際交流」を提案</p> <p>【市民会議】</p> <p>「島田市の国際交流は市民同士の交流が主」⇒市政運営だけではない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発展への可能性を入れたい</li> <li>・民間+行政 空港活用</li> <li>・外から取り込む人、情報</li> <li>・文化交流、多文化共生</li> <li>・行政はグローバルな視点を持って</li> </ul> <p>【行政側】</p> <p>市民と行政の役割を盛り込んだ「国際化の推進」として再提案</p> <p>【市民会議】</p> <p>「国際化の推進」だけ取り上げるのは違和感がある</p> <p>【行政側】</p>

	違いを互いに認め合う観点から見て、「国際交流」を提案した経緯を踏まえ、ユニバーサルデザイン・男女共同参画・LGBTなどの多様性の受け入れの趣旨を表すことに
第9章 市政運営	
	○全般について 【行政側】 市政運営については、行政側からの提案 【市民会議】 行政⇄市民 丸投げしないこと
（総合計画） 第19条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、総合的な指針となる計画を策定するものとする。 2 市長は、前項の計画の策定に当たっては、多様な方法により幅広く市民等の意見を聴取するものとする。	【行政側】 総合計画に即した市政運営の推進 【市民会議】 （市民ニーズと行政サービスが合致していくことを目指した）計画の効果を見据えて、『市民の意見を聞きながら作り』部分の意味を深めたい（聞き方、意見の反映を強調）
（組織） 第20条 市長等は、内部組織を編成するに当たっては、社会情勢の変化に適切に対応できるものとなるよう配慮しなければならない。 2 市長等は、組織の編成に当たっては、組織の事務分掌が市民等に理解しやすいものとなるよう努めるものとする。	【行政側】 効果的な組織体制の編成 【市民会議】 （組織体制の意図や役割などの）情報を伝えることも必要
（財政運営） 第21条 市長は、将来にわたり安定的に市政運営を行うため、財源の確保及びその効率的かつ効果的な活用により、財政の健全性の確保に努めるものとする。	【行政側】 健全な行財政運営の執行 【市民会議】 公表する内容（使途、健全性の度合い）が重要
（公共施設の適正管理） 第22条 市長等は、市が保有する建築物、道路、橋りょうその他の公共施設の品質、保有量及び管理費の適正化を図るものとする。 2 市長等は、前項の規定により適正化を図るに当たっては、次世代に過度の負担を強いることなく、安定的に行政サービスを提供し続けられるよう、財政及び人口の状況を勘案して行うものとする。	【行政側】 計画に沿った施設管理 【市民会議】 過程の公表が重要（状況判断、決定手順など） ⇒第10条情報の提供でカバー
（行政評価） 第23条 市長等は、市政運営の成果、達成度等を評価し、その結果を分かりやすく市民等に公表するものとする。 2 市長等は、前項の規定による評価の結果を市政運営に適切に反映させるものとする。	【行政側】 行政評価の実施、反映 【市民会議】 “市民とともに”という姿勢を含めたい ⇒第13条市民参画でカバー
（行政手続） 第24条 市長等は処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図るものとする。	【行政側】 行政手続の規定 【市民会議】 「行政手続き」の内容をわかりやすくしたい
（職員による通報） 第25条 市長等は、市政運営の適法かつ公正な運営を確保するために、違法又は不当な行為について市の職員から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報をした者がこれにより不利益を受けないよう適切な措置を講ずるものとする。	【行政側】 通報体制の整備、通報者の保護

<p>2 市長等は、前項の通報を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>（外部機関等との連携）</p> <p>第26条 市長等は、事業者、教育機関、学識経験者等との連携を図り、その知識及び意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、国及び他の地方公共団体と連携し、まちづくりに係る課題の解決に努めるものとする。</p>	<p>【行政側】 広域連携</p>
<p>（附属機関等の委員の選任）</p> <p>第27条 市長等は、市民等の意見を広く聴くため、附属機関等の委員の選任に当たっては、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。</p>	<p>【行政側】 審議会等の委員選任を公募で行う努力義務</p>
<p>第10章 実効性の確保</p>	
<p>※（仮称）島田市自治基本条例推進委員会の設置等具体的な手法については現在検討中。</p>	<p>1) 自己採点 2) 「取り組み具合・褒める」市民の声を集める 3) 組織体でチェック①検討～個別の事案が条例に合っているか ②収集した市民の声を集約する →組織（が必要） （ →4）検討結果の公表 →見直し） 構成員 A案）市内 市のことだから B案）第三者 公平性、客観性重視</p> <p style="text-align: right;">事務局＝形骸化を防ぐしくみに</p> <p>するには行政ではないところで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修 行政 職員マイスター（職員周知のための役割）例）防災マイスター 市民 市民の知識をつける 例）地域防災リーダー 底辺を広げる</li> <li>・年次計画 数値のほうがりやすいが、項目、基準をどうするかが課題 →形骸化を防ぐ 行動計画で進捗管理とともに、条例を意識した執務ができる</li> </ul>

